

宇部市国際ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際交流・国際協力事業にボランティアとして積極的な参加を希望する市民に活動の場を提供することにより、地域の国際交流事業の充実と国際化に対応した地域環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「国際ボランティア」とは、次の各号に挙げるものをいい、その活動内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) ホストファミリー 外国人を家庭に宿泊させ、日本の家庭生活の体験を通じて、相互理解と交流を深める
- (2) 語学ボランティア 観光案内、交流、日常生活に係る諸手続の補助等における通訳又は文書、書簡等に係る翻訳
- (3) 文化講師ボランティア 海外の文化、生活、歴史、料理、日常会話等についての紹介、国際交流・国際協力活動の紹介、又は外国人への日本文化の紹介

(募集及び登録)

第3条 国際ボランティアに登録しようとする者は、宇部市国際ボランティア登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、当該申請書の内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市国際ボランティア登録台帳（第2号様式）に登録するものとする。

(登録の抹消)

第4条 市長は、前条第2項の宇部市国際ボランティア登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 国際ボランティアとして不相当と市長が認めるとき。
- (2) 連絡不能となったとき。
- (3) 本人から登録取消しの申出があったとき。

(依頼できる者)

第5条 登録者の紹介を市長に依頼できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体またはその関係団体
- (2) 営利を目的としない国際交流・国際協力事業に携わっている団体・個人
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(紹介の手続等)

第6条 登録者の紹介を受けようとする者は、宇部市国際ボランティア紹介依頼申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、当該申込の内容を考慮し、登録者の中から適当な者を本人同意の上、紹介するものとする。
- 3 前項の規定による紹介を受けた者（以下「依頼者」という。）は、原則として紹介された登録者と直接交渉をするものとする。

（報酬及び費用）

第 7 条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。
ただし、交通費、食事等の実費については、依頼者が費用弁償するものとする。

（事故等の対応）

第 8 条 登録者のボランティア活動中に事故が発生したときは、依頼者は、事故発生日から 30 日以内に市長に対して事故の報告をしなければならない。

- 2 依頼者は、ボランティア活動によって生じた損害について、宇部市市民活動補償が適用されないものについては市に請求しないものとする。
- 3 依頼者が宇部市市民活動補償の対象とならない場合、その依頼者は、登録者がボランティア活動中の不測の事故により、他人の生命、身体又は財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、事前に保険に加入するなど必要な措置を講じなければならない。
- 4 依頼者は、登録者又は第三者が国際ボランティアの活動に伴って損害を被ったときは、誠意を持って解決にあたらなければならない。

（守秘義務）

第 9 条 登録者は、活動上知り得た個人情報その他の秘密は、他に漏らしてはならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。